

函館公共職業安定所 発表
令和4年12月27日（火）

担	函館公共職業安定所
所	長 渡辺 康広
雇用開発部長	中嶋 真理子
当	電話（0138）88-1317

令和4年 障害者雇用状況の集計結果

（令和4年6月1日現在）

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

函館公共職業安定所管内の令和4年6月1日現在における「障害者雇用状況」集計結果をこのほど取りまとめましたので、公表します。

I 概 要

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
		函館	北海道	全国	函館	北海道	全国
民間企業	% 2.3	% 2.26	% 2.44	% 2.25	% 53.1	% 51.3	% 48.3
地方公共団体の機関	% 2.6	% 2.60	% 2.50	% 2.67	% 89.5	% 68.5	% 76.5
独立行政法人等	% 2.6	% 2.56	% 2.54	% 2.72	% 100.0	% 63.6	% 80.0

◎ 集計結果のポイント

【管内民間企業（43.5人以上規模の企業）】（法定雇用率2.3%）

- 集計企業数は273社（対前年比1.5%、4社増加）
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は34,021.5人（対前年比0.1%、28.0人減少）
- 雇用されている障害者の数は769.5人（対前年比2.0%、15.0人増加）
- 実雇用率は2.26%（対前年比0.04ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合は53.1%（対前年比0.7ポイント上昇）

【公的機関】（法定雇用率2.6%）

- 地方公共団体等の公的機関数は19機関
- 雇用率の算定基礎となる対象職員数は6,200.0人（対前年比1.4%、84.0人増加）
- 雇用されている障害者の数は161.0人（対前年比1.8%、3.0人減少）
- 実雇用率は2.60%（対前年比0.08ポイント低下）
- 法定雇用率達成機関の割合は89.5%（対前年比5.2ポイント低下）

【独立行政法人等】（法定雇用率2.6%）

- 実雇用率は2.56%（対前年比0.09ポイント低下）
- 法定雇用率達成機関の割合は100%（対前年変動なし）

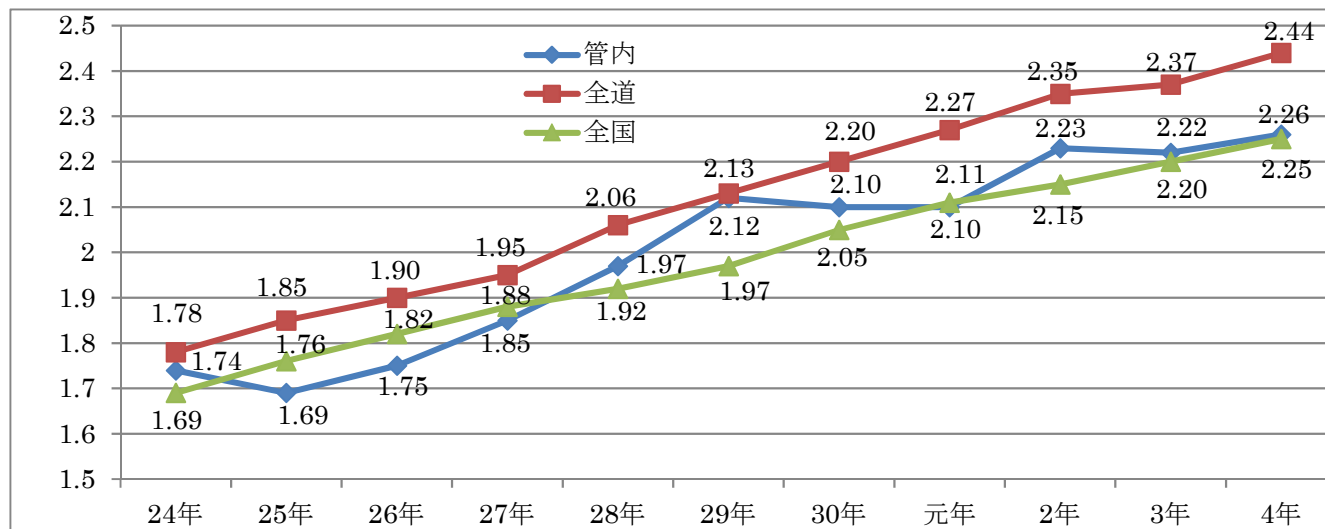
Ⅱ 民間企業における雇用状況

第1表 民間企業における雇用状況

区分	① 対象 企業数	② 達成 企業 数	③ 対 象 労 働 者 数 (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率 (%)	⑥ 雇用 率達 成企 業割 合 (%)	
				A 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 (人)	B 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者 である短 時間労働 者 (人)	C 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者 (人)	D 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神 障害者で ある短時 間労働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
函 館	4年	273	145	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	53.1
	3年	269	141	34,049.5	120	22	425	135	754.5	2.22	52.4
北海道	4年	3,928	2,015	666,021.0	2,753	500	9,000	2,457	16,234.5	2.44	51.3
	3年	3,889	1,950	663,996.0	2,693	492	8,761	2,212	15,745.0	2.37	50.1
全 国	4年	107,691	52,007	27,281,606.5	125,433	17,969	317,201	55,844	613,958.0	2.25	48.3
	3年	106,924	50,306	27,156,780.5	124,508	18,003	304,060	53,414	597,786.0	2.20	47.0

- 注) 1 ③欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 2 ④A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては1人分とカウントしている。
- 3 A及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。

第2表 障害者実雇用率の推移



(1)障害種別の雇用状況

雇用されている障害者の数を障害種別で見ると、身体障害者数は444.5人で、前年比1.0%(4.5人)減、知的障害者数は243.5人で、同1.0%(2.5人)減、精神障害者数は81.5人で、同37.0%(22.0人)の増となっている。

第3表 障害種別の雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		A 重度 身体 障害者	B 重度 身体 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の身 体障 害者	D 重度 以外 の身 体障 害者 である 短時間 労働者	E 計 A×2+B +C+D ×0.5	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的 障害者 である 短時間 労働者	C 重度 以外 の知 的障 害者	D 重度 以外 の知 的障 害者 である 短時間 労働者	E 計 A×2+B +C+D ×0.5	A 精神 障害者	B 精神 障害者 である 短時間 労働者	C Bの うち 注)4 に該 当す る労 働者	D 計 A+(B-C) ×0.5+C	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
函 館	4年	769.5	108	19	194	31	444.5	20	3	158	85	243.5	51	39	22	81.5
	3年	754.5	100	19	212	36	449.0	20	3	159	88	246.0	42	23	12	59.5
北 海 道	4年	16,234.5	2,522	421	3,632	705	9,449.5	231	79	3,266	1,170	4,392.0	1,654	1,030	448	2,393.0
	3年	15,745.0	2,453	420	3,715	679	9,380.5	240	72	3,074	1,107	4,179.5	1,527	871	445	2,185.0
全 国	4年	613,958.0	103,362	13,369	128,909	17,531	357,767.5	22,071	4,600	86,372	22,624	146,426.0	85,305	32,304	16,615	109,764.5
	3年	597,786.0	102,888	13,437	130,917	17,875	359,067.5	21,620	4,566	82,015	21,688	140,665.0	75,197	29,782	15,931	98,053.5

- 注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②E、③E、④Dの計である。
- 2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行っている。
- 3 ②③D欄及び④B欄の短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄の「計」を算出するにあたり0.5カウントを行っている。
- 4 精神障害者である短時間労働者であっても次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者で、同日以後に精神保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ②③欄のA、C欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30日時間以上を労働者であり、②③欄のB、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2)身体障害者の部別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 22	人 19	人 7	人 181	人 123	人 352

注) 令和4年度より集計

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～ 100人未満	人 7	人 7	人 2	人 48	人 35	人 99
100～ 300人未満	6	5	2	66	56	135
300～ 500人未満	2	1	1	36	15	55
500人以上	7	6	2	31	17	63
計	22	19	7	181	123	352

注) 令和4年度より集計

(3) 企業規模別の雇用状況

実雇用率を企業規模別で見ると、「100～300人未満規模」が2.47%と最も高く、次いで「43.5人～100人未満規模」が2.21%となっている。一方で、「500人以上規模」が最も低く1.98%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「100～300人未満規模」が66.7%と最も高く、「500人以上規模」が最も低く37.5%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「500人以上規模」で低下し、それ以外の企業では上昇となっている。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「100～300人未満規模」、「300～500人未満規模」の企業で上昇し、「43.5～100人未満規模」、「500人以上規模」で低下となっている。

雇用されている障害者数は、「43.5人～100人未満規模」で前年比30.5人増、「100～300人未満規模」で同21.0人増、「300～500人未満規模」で同6人増、「500人以上規模」で同42.5人減、合計では同15.0人の増加となっている。

第4表 企業規模別の雇用状況

区分	① 対象 企業 数	② 達成 企業数	③ 対 象 労 働 者 数 (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率 (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合 (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者 (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者 (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者 (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
43.5～ 100人未満	4年	165	77	10,596.5	39	7	127	45	234.5	2.21	46.7
	3年	160	83	10,263.5	35	5	118	22	204.0	1.99	51.9
100～ 300人未満	4年	87	58	12,716.5	52	5	176	58	314.0	2.47	66.7
	3年	85	49	12,178.0	45	6	159	76	293.0	2.41	57.6
300～ 500人未満	4年	13	7	4,248.0	20	6	44	6	93.0	2.19	53.8
	3年	15	5	4,608.0	18	4	43	8	87.0	1.89	33.3
500人 以上	4年	8	3	6,460.5	17	4	78	24	128.0	1.98	37.5
	3年	9	4	7,000.0	22	7	105	29	170.5	2.44	44.4
合計	4年	273	145	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	53.1
	3年	269	141	34,049.5	120	22	425	135	754.5	2.22	52.4

注) 第1表と同じ

(4) 産業別雇用状況

実雇用率を産業別にみると、「運輸業」が3.11%と最も高く、次いで「製造業」の2.57%となっている。

法定雇用率達成企業の割合は、「運輸業」で81.8%と最も高く、次いで「飲食店・宿泊業」の70.0%となっている。

実雇用率を前年と比較すると、「サービス業」、「その他」の業種で低下し、それ以外の業種では上昇した。

また、法定雇用率達成企業の割合を前年と比較すると、「医療・福祉」、「サービス業」、「その他」の業種で低下し、それ以外の業種では上昇した。

雇用されている障害者数は、「サービス業」、「その他」の業種で低下し、それ以外の業種では上昇した。

第5表 産業別の雇用状況

区分	① 対象 企業 数	② 達成 企業数	③ 対 象 労 働 者 数 (人)	④ 雇用障害者数					⑤ 実雇用 率 (%)	⑥ 雇用率 達成企 業割合 (%)	
				A 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者 (人)	B 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者であ る短時 間労働 者 (人)	C 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者 (人)	D 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者で ある短 時間労 働者 (人)	E 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$ (人)			
製造業	4年	63	40	6,376.5	28	2	104	4	164.0	2.57	63.5
	3年	62	39	6,307.5	29	2	94	3	155.5	2.47	62.9
運輸業	4年	22	18	2,006.5	15	0	31	3	62.5	3.11	81.8
	3年	21	15	2,044.0	14	0	32	2	61.0	2.98	71.4
卸 売 小売業	4年	45	17	5,953.0	15	1	56	17	95.5	1.60	37.8
	3年	42	15	6,051.0	13	3	53	17	90.5	1.50	35.7
飲食店 宿泊業	4年	10	7	1,015.0	2	1	14	5	21.5	2.12	70.0
	3年	10	4	995.5	1	1	9	7	15.5	1.56	40.0
医 療 福 祉	4年	78	36	12,562.0	36	12	174	89	302.5	2.41	46.2
	3年	74	35	12,275.0	32	12	151	76	265.0	2.16	47.3
サービス業	4年	18	11	2,287.0	6	5	23	12	46.0	2.01	61.1
	3年	16	13	2,130.5	6	3	44	22	70.0	3.29	81.3
その他	4年	37	16	3,821.5	26	1	23	3	77.5	2.03	43.2
	3年	44	20	4,246.0	25	1	42	8	97.0	2.28	45.5
合計	4年	273	145	34,021.5	128	22	425	133	769.5	2.26	53.1
	3年	269	141	34,049.5	120	22	425	135	754.5	2.22	52.4

注) 第1表と同じ「その他」は建設業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・技術サービス業、生活関連サ

Ⅲ 地方公共団体等の機関における雇用状況

地方公共団体等の機関における雇用状況をみると、雇用されている障害者数は**161.0人**（対前年3.0人減）、実雇用率は**2.60%**となり、前年から**0.08ポイント**低下した。

法定雇用率2.6%が適用される機関の在職状況（概況）（各年6月1日現在）

区分	① 機関数 (機関)	② 対象職員数 (人)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 (%)	⑤ 法定雇用率達成機関の数 (機関)	⑥ 達成割合 (%)	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者 (人)	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員 (人)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (人)	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員 (人)	E 計 A×2+B+C+D×0.5 (人)				
函館	4年	19	6,200.0	42	0	76	2	161.0	2.60	17	89.5
	3年	19	6,116.0	39	0	84	4	164.0	2.68	18	94.7
北海道	4年	222	79,252.5	545	37	824	59	1,980.5	2.50	152	68.5
	3年	222	78,468.5	536	31	800	53	1,929.5	2.46	149	67.1
全国	4年	2,670	2,045,754.0	12,504	1,220	27,180	2,479	54,647.5	2.67	2,043	76.5
	3年	2,683	2,030,303.0	12,385	1,239	26,061	2,096	53,118.0	2.62	1,952	72.8

- 注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当数（旧除外職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の「計」を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしている。
- なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。また、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については平成22年7月1日から0.5カウントとして実雇用率に算定されることとなった。
- 3 A欄及びC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B欄及びD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 法定雇用率2.6%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び法定雇用率2.5%適用機関である都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会以外の市町村の教育委員会である。
- 6 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

事業主の
皆様へ

障害者雇用のための 支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

STEP 1 まずはハローワークへご相談を！

- ・ 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- ・ 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- ・ 障害者雇用のイメージのための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内 ※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります



STEP 2 受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- ・ 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- ・ 労働条件や求人の記載方法についてのご案内・ご相談
- ・ 受け入れの体制を整えるための情報提供

STEP 3 採用・雇い入れ～そして定着へ

- ・ 雇い入れ後にご利用いただける各種助成金制度（裏面参照）
- ・ 各種支援機関と連携した定着支援
（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校
などと連携した支援や、ジョブコーチ支援）

さらに詳しいご案内は
こちらからご確認ください



裏面にも支援メニューがございます

○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】

安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】

週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

○職場定着に活用できる助成金制度（キャリアアップ助成金）

障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。（問い合わせ先：労働局）

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

◇関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスが減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、苫小牧、名寄、岩見沢に設置しております。